

自転車の正しい通行方法

歩道の通行方法

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません。ただし、普通自転車は、次の場合には歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示によって、歩道を通行できるとされているとき
- 運転者が13歳未満の児童、70歳以上の高齢者、身体障害者であるとき
- 通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ないとき

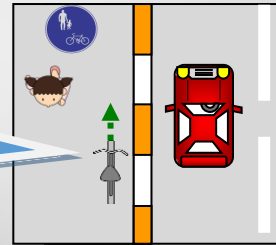


歩道を通行するときは、次の事を守らなければいけません。



- 指定されていない歩道を通行する際は、歩道の中央から車道寄りを徐行し進行しなければいけません。

車道寄りを徐行！



歩道 車道

- 道路標示により普通自転車が通行すべき部分が指定された歩道はその部分を徐行して進行しなければいけません。



指定された部分を通行

- 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければいけません。

歩行者絶対優先！



路側帯の通行方法

自転車は、路側帯を通行することができます。ただし、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合及び歩行者用路側帯は通行することができません。また、車道及び路側帯は道路左側しか通行できません。

《路側帯の種類》

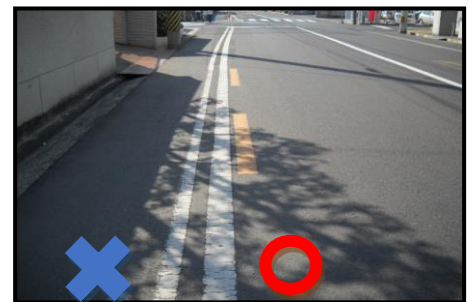
- 一般の路側帯
- 駐停車禁止路側帯

○ 歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。



自転車が通行できる路側帯

- 歩行者用路側帯 (白色実線2本で区分)

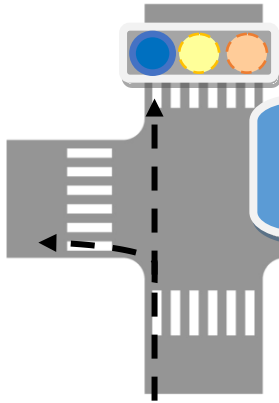


自転車の通行ができない路側帯

交差点の通行方法

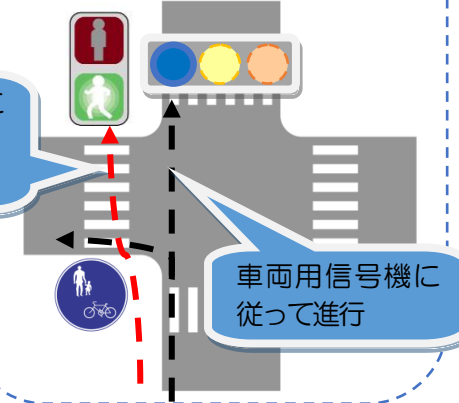
《左折・直進方法》

- 自転車横断帯がなく信号機のある交差点では、車両用信号機に従って進行



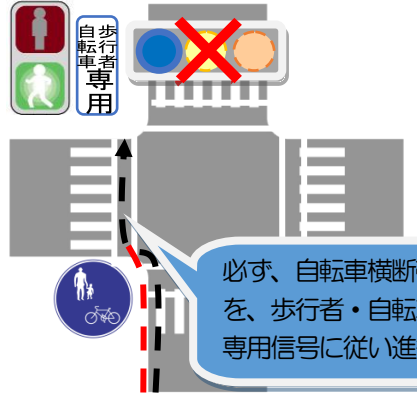
歩行者用信号機に従って進行
歩行者絶対優先！

- 車道を通行する場合は、車両用信号機に従って進行
- 横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従って進行



車両用信号機に従って進行

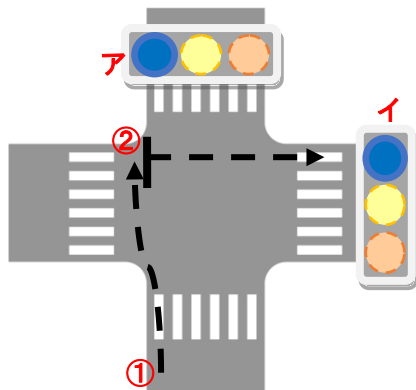
- 自転車横断帯があるときは、歩行者・自転車用信号機に従って進行



必ず、自転車横断帯を、歩行者・自転車専用信号に従い進行

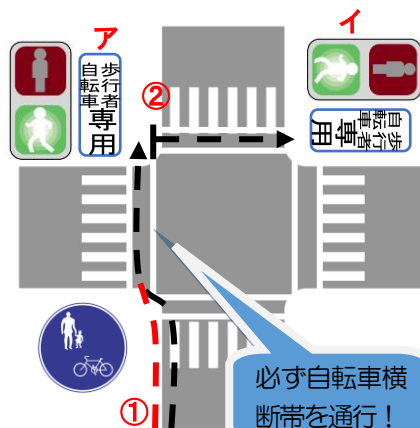
《右折方法》

- 自転車横断帯がなく信号機のある交差点では、車両用信号機に従い、道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行（二段階右折）



①では信号機アの青信号で進行し、
②の位置で右に向きを変えて、信号機イが青信号になってから進行

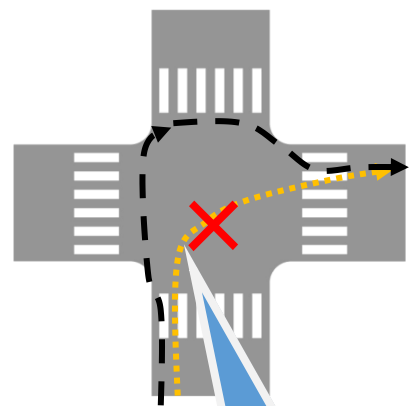
- 自転車横断帯がある交差点では、歩行者・自転車専用信号機に従い、二段階右折



必ず自転車横断帯を通行！

①では信号機アの青信号で進行し、
②の位置で右に向きを変えて、信号機イが青信号になってから進行

- 自転車横断帯も信号機もない交差点では、交差点の内周を外大回りで徐行して右折



小回りは危険！

- ① 歩行者・自転車専用信号機のある交差点では、車道を走行していたとしても、歩行者・自転車専用信号機に従い、自転車横断帯を通行してください。
- ② 上記①以外の場所で、車道を通行している場合は車両用信号機に従い、車両と同じく停止線において停止してください。
- ③ 自転車横断帯のない横断歩道は、歩行者の妨害とならない場合のみ通行が可能となります。この横断歩道を通行する際は、歩行者用信号機に従います。
- ④ 右折する際は、信号機があれば信号機に従い二段階右折を、信号機がなければ交差点の内周を外大回りで徐行してください。